

第1回 銚田・行方・潮来市ごみ処理広域化総合検討委員会概要

1. 開催日時 平成25年7月25日(木)午後2時～午後3時40分
2. 開催場所 行方市北浦公民館 2階会議室
3. 出席者 委員17名、事務局3名、コンサルタント2名

4. 委嘱状交付、委員紹介、委員長及び副委員長の選任

市長より各委員に委嘱状が交付され、開会のあいさつが行われました。

各委員の自己紹介の後、銚田・行方・潮来市ごみ処理広域化総合検討委員会の役員(茂木委員長、堀田副委員長、杉本副委員長)が選出されました。

5. 検討委員会での協議

- | | |
|-----|-------------------------|
| 議題1 | ごみ処理広域化基本構想策定の主旨(案)について |
| 議題2 | ごみ処理の現状と課題の整理について |
| 議題3 | ごみ組成調査の内容について |
| 議題4 | 今後のスケジュールについて |
| 議題5 | その他 |

第1回協議では、上記議題のそれぞれの内容について、事務局より委員に対して説明しました。議題とした事項について質問・協議等は特になく、説明した内容について承諾を得られました。各議題の内容と協議・検討結果の決定事項について以下に示します。

議題1 ごみ処理広域化基本構想策定の主旨(案)について

ごみ処理の広域化に係る国・県の方針を受けて、3市地域におけるごみ処理広域化に関する基本的事項を確認しました。

1. ごみ処理の広域化に係る国・県の方針

1-1 国の方針

平成9年1月に厚生省(現環境省)から「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が示され、ダイオキシン類の恒久対策として、以下の取り組みを進めることが示されました。

1. ごみの排出抑制とリサイクルの推進
2. 焼却施設におけるダイオキシン類の発生抑制対策
3. 焼却灰・飛灰対策
4. ごみ処理の広域化

このうち、「4. ごみ処理の広域化」については、小規模な市町村では発生するごみの量が少なく、全連続化(24時間連続運転のごみ処理)が困難であるため、隣接市町村が連携して、

一定規模以上の処理施設への集約化（広域化）を総合的かつ計画的に推進することが必要としています。

これを受けて、平成9年5月に厚生省（現環境省）から「ごみ処理の広域化計画について」が示され、平成10年度までに、ごみ処理の広域化計画を都道府県レベルで策定する旨が通知されました。

1-2 県の方針

国の方針を受けて、茨城県は平成10年4月に「ごみ処理広域化計画」を策定し、以下の目標の達成に向けて、県内におけるごみ処理の広域化を推進することとしました。

1. ごみ処理施設からのダイオキシン類の発生抑制
2. ごみ処理施設の稼働効率の向上
3. 施設整備に係る財政負担の軽減
4. 最終処分場の計画的な整備・確保

2. ごみ処理広域化の必要性、目的

国・県の方針及び近年のごみ処理の情勢を踏まえ、3市でのごみ処理広域化の必要性、目的を以下のとおり定めました。

広域化の必要性、目的	具体的な内容
ダイオキシン類の発生抑制	ごみ処理広域化によりごみ処理施設の全連続化と稼働率の向上を図り、ダイオキシン類の発生抑制を推進します。
廃棄物処理コストの削減	ごみ処理施設の集約化によるスケールメリットを活かし、効率的、合理的な整備・運営を推進し、施設整備費、運営・維持管理費の削減を図ります。
リサイクルの推進	不燃ごみ、粗大ごみ、資源物の処理・資源化に関しては広域的に連携し、より効率的で安定した処理体制と再資源化ルートの確保を図ります。また、新たな処理技術の導入や民間活用によりリサイクルを推進します。
未利用エネルギーの有効利用	既存施設においては、余熱利用は場内での給湯など限られた範囲でしたが、ごみ処理広域化に伴う施設の全連続化、稼働率の向上により未利用エネルギーの有効利用を推進します。
最終処分場の確保	広域的な視点で計画的に最終処分場を確保します。
災害廃棄物の処理など新たな課題への対応	震災や水害などに伴う災害廃棄物の処理・処分、不法投棄や小型家電のリサイクルなど広域的な連携が不可欠とされている課題に対しては、3市が協力して対応できる体制を整備していきます。

3. ごみ処理広域化の対象地域

「茨城県ごみ処理広域化計画」、「第3次茨城県廃棄物処理計画」においては、鉾田市、行方市、潮来市、鹿嶋市、神栖市の5市によるごみ処理広域化を想定しています。

このうち鹿嶋市、神栖市はRDF施設を有し、鹿島共同再資源化センター株式会社における広域ごみ発電事業を推進しており、現段階において鉾田市、行方市、潮来市と施設整備時期の整合を図ることが困難な状況にあります。

また、鹿行広域事務組合議会（構成市：鉾田市、行方市、潮来市、鹿嶋市、神栖市）より平成22年11月に「ごみ処理広域化推進に関する意見書」が示され、鉾田市、行方市、潮来市によるごみ処理広域化が確認されています。

以上のことから、3市をごみ処理広域化の対象地域と決定しました。

4. 広域処理の事務範囲

ごみ焼却施設やリサイクル施設の更新、最終処分場の確保については3市の共通の課題であり、3市が協力し連携して解決しなければならないことから、ごみ処理広域化基本構想においては、中間処理から最終処分までを広域処理の事務範囲と決定しました。

議題2 ごみ処理の現状と課題の整理について

3市におけるごみ処理の現状を把握し、広域処理を行うにあたっての課題を確認しました。

課題1 ごみの分別区分・排出方法の統一

ごみ処理広域化を行う際には、ごみの分別区分、排出方法等のルールを一元化しておく必要があります。一元化されていないと、処理工程が複雑になったり、合理的なライン設定ができず処理の効率性を損なうなどの問題が生じます。

また、一元化に際しては、これまでの分別区分や排出ルールが変更となる場合、市民への理解・協力を求める必要があります。この他、一元化に際して新たな収集・運搬体制を構築することにより、かえって経費が増加する可能性もあります。

以上の事項を踏まえ、広域処理に際しては、3市の公平性について配慮した上で、ごみの分別区分・排出方法について統一する必要があることを確認しました。

【広域処理時のごみの分別区分・排出方法についての課題】

- ・不燃ごみと缶類を分別するか、しないか。
- ・缶類、びん類、ペットボトルをそれぞれ別々に収集するか、一緒に収集するか。
- ・缶類をスチールとアルミで分別するか、しないか。
- ・びん類を色別で分別するか、しないか。
- ・布類を分別するか、しないか。
- ・プラ製容器包装を分別するか、しないか。
- ・小型家電品の扱いをどうするか
- ・有害ごみの対象をどうするか。

課題2 ごみ焼却施設の更新に向けた検討

現行のごみ焼却施設のうち、2施設（銚田市・潮来市）は竣工後20年以上を経過しており、施設更新の目安が竣工後25年から30年であることを踏まえ、将来における施設の更新等の検討が必要であることを確認しました。

また、2施設（銚田市・行方市）は1日の稼働時間が8時間であり、ダイオキシン類の削減、稼働率の向上を踏まえ、24時間連続運転の施設とすることが望まれることを確認しました。

なお、施設の更新に際しては、用地確保、計画、調査、設計、事業者選定、建設に10年程度を要するため、ごみ焼却施設については早急な整備計画が必要であることを確認しました。

【現状のごみ処理施設の問題点】

市	問題点	竣工	稼働年数
銚田市	施設の老朽化、処理能力の低下	平成5年10月	約20年
行方市	施設の延命化、処理能力の余裕のなさ	平成12年2月	約13年
潮来市	施設の老朽化、効率的なごみ処理の実施	平成3年2月	約22年

課題3 可燃ごみの高質化への対応

いずれのごみ焼却施設においても、可燃ごみの高質化（低位発熱量の増加：高カロリー化）が進んでおり、現状の施設で高質なごみ質に対応するためには、高度な運転管理（投入量の調整、十分な攪拌など）、紙類・プラ類の削減、分別リサイクル、焼却施設の更新等の対応が必要であることを確認しました。

議題3 ごみ組成調査の内容について

3市でのごみ減量化・資源化の推進と、将来におけるごみの分別区分の統一を検討するにあたり、ごみの排出実態を把握する必要があるため、家庭及び事業所から排出されるごみの組成を調査することとし、調査の内容（調査対象ごみ、調査期間、調査方法など）について説明しました。

今回の協議で説明した内容に基づき、3市でごみ組成調査を実施し、調査結果については第3回協議で報告することを確認しました。

議題4 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールに関し、以下の事項について確認しました。

- ・「ごみ処理広域化基本構想」は、平成25・26年度の2ヶ年で策定。
- ・総合検討委員会は、平成25年度に6回、26年度に7回、合計13回開催予定。

【ごみ処理広域化基本構想策定の流れ】

1. 基本構想策定の主旨の整理
2. 現状と課題の整理
3. 基本方針の設定
4. 基本的な事項の整理
5. ごみ発生量などの予測
6. 採用可能技術の検討
7. 広域化のシナリオの検討
8. 広域処理における効果の把握
9. 広域処理組織のあり方の検討
10. 事業方式の検討
11. 実施計画のまとめ

議題5 その他

次回の検討委員会第2回協議は、平成25年8月20日に3市のごみ処理施設の視察研修会として実施することを確認しました。

次々回の検討委員会第3回協議は、平成25年10月5日に実施することを確認しました。

広域化の内容に関する具体的な協議は、第3回協議以降に行うこととなりました。

以上